



「謹賀新年」 あけましておめでとうございます。  
 新しき年もどうぞ数多くの皆様にふれあい文化センターを  
 ご利用いただきたいと思います。ご来館をお待ちしております。

## じんけんコラム ホツと♡スペース

ひとにやさしい、じぶんによさしい  
 あたたかい話題をとどけます！

### 1月28日(日) [毎年1月最終日曜日] は、世界ハンセン病の日

ハンセン病は、感染力は非常に弱いので、ハンセン病から回復した人や現在治療中の人から感染することはありません。しかし、昔、治療法がなかったころには後遺症が残った人も多く、そういった外見や感染に対する恐れから、患者や回復者は何世紀にもわたって、隔離されたり、差別されたりしてきました。

回復者のみならず家族の方々に対しても極めて厳しい偏見や差別が存在していたことが認められ、令和元年のハンセン病家族訴訟において国へ賠償が命じられました。しかし、今なお差別を恐れ、補償申請をためらっている方々がたくさんいらっしゃいます。

ハンセン病に対して偏見をなくするために私たち一人一人が正しい知識をもつ必要があります。

<p>「ふれあい文化センター第48回文化祭」          開催日：令和6年2月2日(金)・3日(土)          ※詳しくは、ふれあい文化センターホームページにて、1月ご案内します。</p> <p> お問い合わせは センター事務所へ。</p>	<p>内容：2月2日(金)午前：文化祭開会行事          午前10時～「講演会」          午後「展示部門発表」          ：2月3日(土)午前9時半～          「講座クラブ高齢者教室閉講式」          午前11時～「ステージ発表」          午後3時～閉会式 終了予定：午後3時半          ★両日ともに展示発表はします。          バザー「お茶講座」「園芸」「陶芸(元講座)」「リサイクル図書譲渡会」を開催(2/2限定)</p>
---	---

### ふれあい文化センター図書室

蔵書数約8000冊。人気本もあり、すぐ借りることができることもあります。どうぞ、ご利用ください。  
 開館日時：月曜日から土曜日(日曜、祝日は休館) 午前10時～正午、午後1時～5時  
 貸し出し：2週間に2冊まで

書名	著者	おすすめコメント
この夏の星を見る	辻村 深月	離れていても空はひとつ。全国の中高生たちは天文活動を通じてつながっていく。
六人の嘘つきな大学生	浅倉 秋成	ただのミステリではない。あなたは絶対に騙される。すべての伏線を見破れ！
メメンとモリ	ヨシタケ シンスケ	「生きる意味」や「生きる目的」って必要ですか？「人は何のために生きてるの？」の3つのお話。
おかあさんライフ。毎日一緒におさんぽ編	たかぎ なおこ	あたふた☆育児ライフ第二弾！幼稚園入学までの濃～い親子時間。
くもをさがす	西 加奈子	カナダで、がんになった。あなたにこれを読んでほしいと思った。西加奈子初のノンフィクション。

回																			
覧																			

# KAKEHASHI 1月号

# かけはし

広報誌第571号  
 2024.1.1 発行  
 熊本市配布文書 第3号

発行：  
 ふれあい文化センター  
 TEL 366-7310  
 西原公園児童館  
 TEL 371-4090

短い  
メッセージ

頑張り過ぎなくていい 笑顔になれる  
 その瞬間が 自分らしく 輝いている時だから

熊本市・熊本市教育委員会・熊本市人権啓発市民協議会 人権カレンダー  
 三和中学校2年 池田 陵亮さんの作品より

昭和四十八年(一九七三年)十一月に死者一〇四人、負傷者六十七人を出した熊本市の大洋パート火災が、十一月二十九日で五十年を迎えたというニュースを見ました。「経営会社の防火管理体制の不備による国内デパート火災史上最悪の惨事」との報道に心が痛みました。

大惨事の一つの原因として、市消防局から改善指示を再三受けていたにも関わらず、消防法が定めた消防計画の作成や「通報・消火・避難」の訓練も怠っており、火災を知らせる館内放送もなく、従業員からの組織的な避難誘導もなかったとのこと。

遺族が損害賠償を求めた訴訟は、総額十八億円の和解が成立し、経営会社は倒産……。

私は、当時七歳でテレビのニュースを見たかすかな記憶しかありませんが、その後もホテルニュージャパンをはじめ、数多くの犠牲者を出した火災が日本国内で多発しているのが現状です。

ふれあい文化センターでも、その苦い教訓を生かすべく、十一月三十日に「通報・消火・避難」訓練を実施しました。

二〇二三年度の全国統一防火標語は「火を消して、不安を消して、つなぐ未来」というのを御存じですか？

私達にとって、火は、暖を取るにも食事をするにも欠かせない大事なものです。使い方を誤ると大きな事故に繋がります。

もし火事起きたとすると、我が身だけではなく家族や近隣の方々を含め、多くの方々に危険な目にあわせてしまう事になります。火事が起きると燃えつくすまで、完全に消火が済むまで火は鎮火しません。財産を燃やし尽くされたら、人生が変わってしまうことにもなりかねません。

私達は、過去の記憶が風化しないよう後世に引き継いで行くとともに、自分や周囲の人々の生活を壊さないためにも防火に心がけて生活しましょう。

また、熊本地震の際は、避難所での女性や高齢者、障がい者等災害弱者と呼ばれる方々への差別的発言や人権侵害など問題が生まれました。災害時にもお互いを認め、違いを認め理解することが、一人ひとりの人権を守ることに繋がるのではないのでしょうか。

熊本市では令和四年(二〇二二年)十月に熊本市防災基本条例を策定し、その中で「多様性の尊重」を定めており、多様性を理解し、すべての被災者がその尊厳を傷つけられることなく、必要な支援を受けることが出来るよう適切な配慮をしなければならないとされています。

人権一口講座  
「災害と人権」

謹賀新年、本年もよろしくお願い申し上げます